

論点整理・論点に対する考え方(案)

令和6年10月31日 環境省

整理すべき主な論点(案)概要



共通する背景等

- (1) 県外最終処分の意義について
- (2) 最終処分及び復興再生利用とは

最終処分について

- 1. 前提(総論)
 - (1) 最終処分事業における地域とのコンサルテーションのあり方の検討に当たっての段階の整理
 - (2) 事業実施に当たってのステークホルダーと役割について
 - (3)地域の関係者とのコンサルテーションに先立ち、必要となる国の取組について
 - (4) ステークホルダーの関与の進め方について
- 2. 地域社会における社会的受容性の確保の観点からの最終処分の事業実施に係る検討事項について
- ※ 2024年度に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて、2025年度以降に具体的な議論を実施。
 - (1) 最終処分の事業実施に係る対象地域を具体的に検討するに当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、どのような点に 留意すべきか。例えば、公正性の確保(手続的公正・分配的公正)、透明性の確保等が考えられる。
 - (2)対象地域の検討に当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、どのようなパターンがあり得るか。またパターンを検討する に当たり、どのような点に留意が必要か(他の事例を踏まえると、例えば以下のようなパターンが考えられる)
 - 国や事業主体から呼びかけ、地域に応じていただく場合
 - ▶ 関心のある地域から手を挙げていただく場合
 - ▶ 上記の方法を組み合せる場合
 - (3)対象地域の検討に当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、その他どのような点に留意が必要か。
- 3. 最終処分の事業の各段階における地域とのコンサルテーションのあり方

地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。例えば、①コンサルテーションの目標、②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)、③コンサルテーションの内容、④コンサルテーションの方式、⑤コンサルテーションの議論の透明性等が考えられる。

4. 最終処分の実施に係る地域共生のあり方

最終処分の事業の性質を踏まえ、地域の方々と共創するためのコンサルテーションを図りつつ、最終処分事業と地域との共生関係を築いていくため IC、事業実施により各々どのような地域便益の創出があり得るか。また、検討に当たり、世代間・地域間の公正性等、どのような点に留意すべきか。!

整理すべき主な論点(案)概要



復興再生利用について

- 1. 復興再生利用事業における地域とのコンサルテーションのあり方
 - (1) 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのようにステークホルダーの範囲を考えるか。
 - (2) 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。
- 2. 復興再生利用の実施に係る地域共生のあり方

復興再生利用の事業特性を踏まえ、地域共生のあり方としてどのような点に留意すべきか。

- ※赤字が前回WG以降からの追記。先行事例や本日の議論、今後の基準等の検討状況等も踏まえて、今後も内容を更新していく。(以後同じ)
- ※復興再生利用:東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ 安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用(維持管理することを含む)すること。
- 注:このような概念を指す用語として、「復興再生利用」を検討中。過去の検討で「再生利用」としていたことから、本資料上で両方の表記があるが、どちらも同じ概念・ 行為を指す。
- ※コンサルテーション(P): 当該地域WGにおいての意味としては、県外最終処分・復興再生利用に係る特定の案件を念頭に、その案件をどのように進めていくかについてステークホルダーと相談・説明・協議等をすること。ステークホルダーや事業の段階に応じて、どのような関与が適切かは変わりうる。

- 共通する背景等
- 最終処分について
- 復興再生利用について

共通する背景等①



県外最終処分の意義について

- ※出典:第16回戦略検討会 資料3「除去土壌の再生利用・最終処分における放射線防護の考え方等について」2 (1)に基づき環境省作成
- ○福島の復興は日本全体の最重要課題。これまで除染により、放射線リスクを低減し、避難指示解除による復興にも 大きく貢献。こうした福島県内の除染により発生した土壌や廃棄物(除去土壌等)は、中間貯蔵施設に運搬・保管。
- ○大熊町・双葉町にまたがる約1,600haという広大な中間貯蔵施設の受入れに当たり、地権者には、原発事故により 避難を余儀なくされた上で、事業のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという苦渋の決断をしていただいた。 この決断があったからこそ、中間貯蔵施設の設置が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復 興が大きく進展。
- ○加えて、福島県では原発事故による環境の汚染が国内で最も深刻であり、その影響により、福島県民には多大な負担も発生。このように、事故の環境汚染により福島の住民が既に過重な負担を負っていることも踏まえ、中間貯蔵施設の受入れに際し、中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月)の除去土壌等に係る県外最終処分の方針を地元と約束し、また法律(JESCO法)にも規定。
- ○さらに、**最終処分量を低減**するため、広く国民の方々のご理解・ご協力をいただきながら、**政府一体で除去土壌等の 減容・復興再生利用等を進める**。
- ○これらにより、**放射線リスク低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、福島復興への貢献**が可能となる。

共通する背景等②



最終処分及び復興再生利用とは

※出典:第16回戦略検討会 資料3「除去土壌の再生利用・最終処分における放射線防護の考え方等について」1や資料4「埋立処分基準 (案)ポイント」等に基づき環境省作成

<最終処分とは>

- ○最終処分とは、除去土壌等(必要に応じて減容処理したものを含む)について、処分場所を確保して、埋め立て、維持管理を行うこと。
- ○放射性セシウムの溶出を踏まえた処分場の構造となる。

<復興再生利用とは>

- ○復興再生利用とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、 実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛 土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用(維持管理することを含む)すること。
 - ※ なお、復興再生利用はいわゆる「クリアランス制度」とは明確に区別されるものであり、「クリアランス制度」と違って、あくまで公共事業等において飛散・流出防止対策などの適切な管理の下で再生資材化した除去土壌を利用することを意味する。
- ○8,000Bq/kg以下の除去土壌について再生資材化する。
- 〇上部は、道路や農地をはじめとして多様な用途が想定される。

- 共通する背景等
- 最終処分について
- 復興再生利用について

論点と考え方案① 前提(総論)(1)



● 最終処分事業における地域とのコンサルテーションのあり方の検討に当たっての段階の整理

▶ 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、最終処分事業について、どのような段階を想定することが適当か。例えば公共事業においては一般的に、構想段階、調査・計画段階、設計段階、施工段階、維持管理段階等が考えられる。

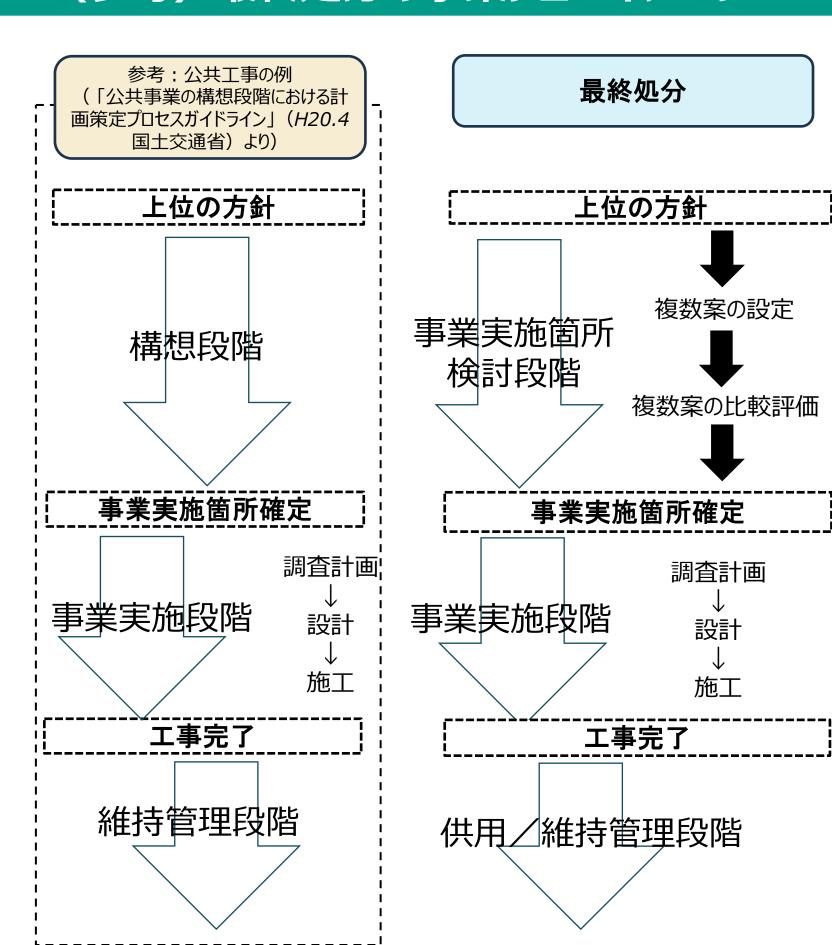


【考え方(案)】

- 最終処分事業の段階として、例えば「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(H20.4国土 交通省)を踏まえると、以下の段階が考えられるが、**詳細は、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必 要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて、対象地域の検討に係る議論も含め、2025年度以降に議論** する。
 - ・「上位の方針」:上位段階(★)において決定される方針
 - (★) 例えば道路であれば面的な交通計画・道路網整備に関する方針(起終点・主な経由地など)を決定する段階、河川であれば河川整備の基本的な方針を決定する段階(主要地点の基本高水・計画高水量等決定)
 - ・「事業実施箇所検討段階」: 事業実施箇所確定まで
 - ・「事業実施段階」:事業実施箇所確定から工事完了まで
 - ・「維持管理段階」:工事完了以降 (「事業実施箇所検討段階」は、選定の考え方の決定段階、複数候補地の決定段階に、「事業実施段階」は調 査・計画段階、設計段階、施工段階に、それぞれ細分される。)

(参考) 最終処分の事業フローイメージ





論点と考え方案① 前提(総論)(2)



- 事業実施に当たってのステークホルダーと役割について
 - ▶ 最終処分の事業実施に当たり、各事業に応じて、どのようなステークホルダーが存在し、どのような期待される役割があるのか。例えば、ステークホルダーとしては、国・地方自治体・関係事業者・地域住民・メディア・研究機関・国際機関等が考えられる。

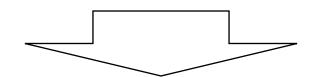


- ○<u>事業の各段階</u>で、<u>地域の実情等を踏まえ</u>、<u>具体的なステークホルダーを特定</u>し、地域とのコンサルテーションを進めていくことが望ましい。
- ○なお、具体的なステークホルダーの特定に当たっては、あらかじめステークホルダーごとの役割を明確化し除染実施者が 認識しておくことが望ましい。

論点と考え方案① 前提(総論)(3)



- 地域の関係者とのコンサルテーションに先立ち、必要となる国の取組について
 - ▶ 最終処分の実施に係る地域とのコンサルテーションを始める前に、全国的な理解醸成活動を始めとして、社会 受容性の確保の観点から、国としてどのような取組が必要となるか。



【背景】

- ○IAEAガイドライン等を踏まえ、地域とのコンサルテーションを始める前の取組として、例えば以下の留意事項が考えられる。
 - 対象地域の検討に先立ち、一般の方々とのコミュニケーションを通じて、信頼と理解醸成を図ることが重要。
 - コミュニケーションに当たっては一般の方にも分かりやすく理解いただけるような説明が重要であり、信頼性の確保や安全性の説明等のために、例えば、復興再生利用の実証事業の現場視察を開催し、復興再生利用の事業についての理解につなげていくことも考えられる。

- ○福島県では原発事故による環境の汚染が国内で最も深刻で避難等により福島県民の方々に多大な負担が生じたこと、中間貯蔵施設の受入れに当たりご地元が苦渋の決断をされたこと、それらは日本全体の課題であり福島復興への貢献のために負担の分かち合いが重要であること等を、広く全国で共有し理解してもらうことが大切。そうすることで、受入地域という特定の地域のみに負担を負わせることにならないように、引き続き理解醸成活動を全国的に行っていくことが望ましい。
- ○例えば、関心を高めるために、対象地域の検討を自分ごととしてもらえるような取組も含めた全国的な理解醸成の取組 が考えられる。
- ※最終処分・復興再生利用の必要性・安全性等の全国的な理解醸成活動については、CTで主に議論していく。

論点と考え方案① 前提(総論)(4)



● ステークホルダーの関与の進め方について

最終処分に係る地域とのコンサルテーションを始めるに際し、ステークホルダーの関与の進め方としてどういったものが考えられるか。



【背景】

- IAEAガイドラインによると、ステークホルダーの関与について、「ステークホルダーが自分たちの意見を知らせ、意思決定者と協力してこれらの意見が確実に考慮されるようにすることが主な目的となる。ただし、必ずしもステークホルダーの100%の同意を得ることは目的でなく、むしろ意思決定者がより多くの情報に基づいて確実な選択を行えるようにステークホルダーが支援することが目的となることに留意する」ことといった記載がある。
- 原子力委員会の整理によると、ステークホルダーの関与の方法に『情報環境の整備』、『双方向の対話』、そして、意思決定プロセスにステークホルダーが参画する『ステークホルダー・エンゲージメント』が包含するとされている。そして、ステークホルダーの関与は、状況やテーマに応じて、最適な方法を選択・組み合わせることが必要となる」と整理されている。

【考え方案】

○ 上記のステークホルダーの関与の目的も参考にしつつ、ステークホルダーや事業の段階に応じて、ステークホルダーに 対しどういった考え・方法(相談・説明など)で関与していくことが適当であるかを整理し、地域とのコンサルテーション を進めていくことが望ましい。

論点と考え方案② 最終処分の事業実施に係る検討事項(1)



● 地域社会における社会的受容性の確保の観点からの最終処分の事業実施に係る検討事項について

▶ 最終処分の事業実施に係る対象地域を具体的に検討するに当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、どのような点に留意すべきか。例えば、公正性の確保(手続的公正・分配的公正)、透明性の確保等が考えられる。

【背景】

- ○最終処分の事業実施に係る対象地域を具体的に検討するに当たっての留意事項として、例えばIAEAガイドラインには以下の記載がある。
 - 対象地域の検討における地域のコンサルテーションについて、地域社会で理解を得ることが難しい場合などにおいて、 撤退を可能とすることも考えられる。
- ○また、例えばIAEAの最終報告書(※)においては以下の記載がある。
 - 調査結果は、透明性と手続的・分配的公平性の重要性を強調しているように見える。これらの上位概念が意味するところを「掘り下げる」ためには、更なる調査が必要である。例えば、分配的公平性に関しては、何が提案されるのか、分配されるリスク(安全評価の結果による)と便益(地域への投資、環境改善、復興による)の許容可能なバランスはどの程度なのかについて、更なる情報が必要である。
 - 公平性と透明性を考慮しつつ、JESCO法で定められた厳しいスケジュールを守るため、2025年度以降、環境省が 最終処分場の特定・選定作業を加速させることが期待される。
 - 最終処分の選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要であり、地域社会との対話を繰り返し、維持し、強化していくことが期待される。
 - 一方的にプロジェクトを地域社会に押し付けるやり方では、国民やステークホルダー、地域社会の支持は得られないだろう。ステークホルダーの関与に対するこの意味合い(慎重なタイミング、準備、実施)は重要であり、今後の環境省の計画の中で理解され、対処される必要がある。
 - 複数の選択肢を提示することで、ステークホルダーは利用可能な選択肢とその意味を包括的に理解することができる。 これにより、より包括的で参加型の意思決定プロセスが可能になる。

^(※) 正式名称は「IAEA assistance to the Ministry of the Environment Japan on 'volume reduction and recycling of removed soil arising from decontamination activities after the Accident of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station' FINAL REPORT ON THE EXPERTS MISSION」(以下本資料において同じ)

論点と考え方案② 最終処分の事業実施に係る検討事項(1)



- 地域社会における社会的受容性の確保の観点からの最終処分の事業実施に係る検討事項について
 - ▶ 最終処分の事業実施に係る対象地域を具体的に検討するに当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、どのような点に留意すべきか。例えば、公正性の確保(手続的公正・分配的公正)、透明性の確保等が考えられる。

- ○事業の安全性確保を大前提とし、さらに社会的受容性の向上に向けて、**最終処分の事業特性や地域の実情等を 踏まえ、公正性の確保(手続的公正・分配的公正)、透明性の確保による地域との信頼を確保**することに留意 する。それに加え、**受入自治体の負担、最終処分期限の考慮**、対象地域の検討に係る**コミュニケーションの実施時期**、 **最終処分に係るいくつかの選択肢**(減容技術等の評価及び組合せを踏まえ、構造や必要面積等についてのいくつかの 選択肢)等を留意する。
- ○これらの留意点の具体的な中身については、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいく つかの選択肢等を踏まえて、**2025年度以降に議論**する。

論点と考え方案② 最終処分の事業実施に係る検討事項(2)



- 地域社会における社会的受容性の確保の観点からの最終処分の事業実施に係る検討事項について
 - ▶ 対象地域の検討に当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、どのようなパターンがあり得るか。またパターンを検討するに当たり、どのような点に留意が必要か(他の事例を踏まえると、例えば以下のようなパターンが考えられる)
 - ✓ 国や事業主体から呼びかけ、地域に応じていただく場合
 - ✓ 関心のある地域から手を挙げていただく場合
 - ✓ 上記の方法を組み合せる場合

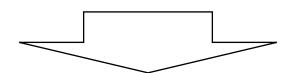


- ○例えば「埋設施設設置に関する検討結果のとりまとめ」(JAEA)を踏まえた以下の4つのパターンが考えられるが、 詳細は、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて、 2025年度以降に議論する。
 - ・事業主体が自治体を公募し、応募した自治体の中から立地自治体を選定し決定する方式(例:韓国)
 - ・事業主体が関心を有する自治体を公募し、関心表明を行った自治体の全てと協議・調整の上、立地地点を決定する方式(例:英国(2008年~))
 - ・事業主体が自治体を抽出・選定し、立地を申し入れ、自治体の合意を得る方式(例:英国(~1997年))
 - ・事業主体が協議したい自治体を抽出し、協議を申し入れ、全ての自治体との協議・調整の上、選定された自治体の合意を得る方式(例:ベルギー)
- ○なお、具体的にパターンを検討するに当たっては、こうした先行事例を参考にしつつも、**除去土壌等の最終処分の事 業特性や地域の実情等を踏まえたパターンの検討が必要となることに留意**する。 具体的な留意事項については、 同様に**2025年度以降に議論**する。

論点と考え方案② (最終処分の事業実施に係る検討事項) (3)



- 地域社会における社会的受容性の確保の観点からの最終処分の事業実施に係る検討事項について
 - ▶ 対象地域の検討に当たり、地域社会における社会的受容性確保の観点から、その他どのような点に留意が必要か。



- ○IAEA及び原子力規制委員会の安全基準や先行事例を踏まえると、例えば、安全性(例:自然災害)や環境保全(例:自然環境、土地利用規制)、社会経済的要件(例:現在の土地利用の状態、輸送のアクセス性)等が考えられる。
- ○詳細は、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて、 2025年度以降に議論する。対象地域の検討に当たっての技術的な部分については、技術WGとも連携。



3. 最終処分事業における地域とのコンサルテーションのあり方

● 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。例えば、①コンサルテーションの目標、②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)、③コンサルテーションの内容、④コンサルテーションの方式、⑤コンサルテーションの議論の透明性等が考えられる。

【考え方案】

- ○IAEAの最終報告書を踏まえ、最終処分の事業実施に係る対象地域の検討を検討するに当たっては、**早い段階からの、 ステークホルダーの関与が重要**であると考える。
- ○そのうえで、以下を踏まえ、<u>地域対話のあり方について、基本的な考え方は国で定めつつ、具体的には自治体等とも相談の上で進めることを想定。</u>その上で、**2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえ、かつ例えば以下を参考としつつ、地域対話のあり方に係る基本的な考え方については、2025年度以降に議論**する。
- 〇以下については、①コンサルテーションの目標、②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)、③コンサルテーションの内容、④コンサルテーションの方式、⑤コンサルテーションの議論の透明性といった観点から、IAEAガイドライン等に記載されている例示を載せているところ。

i. 事業実施箇所検討段階

- ○IAEAガイドラインやIAEA最終報告書等を踏まえ、事業実施箇所検討段階における地域とのコンサルテーションのあり方に ついて、以下の観点の留意事項が考えられる。
- ~①コンサルテーションの目標~
- ・相互理解や信頼醸成に向けて、最終処分の意義やその事業特性等を整理したうえで、広範な国民対話による国民の理解の上を目指すとともに、地域とのコンサルテーションを早期に実施し、地域の課題や懸念を理解する。
- ~②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)~
- ・各事業の段階に応じて、事業の特性や地域の実情等を踏まえつつ、ステークホルダーの範囲を適切に特定・把握することが 望ましい。

16



3. 最終処分事業における地域とのコンサルテーションのあり方

● 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。例えば、①コンサルテーションの目標、②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)、③コンサルテーションの内容、④コンサルテーションの方式、⑤コンサルテーションの議論の透明性等が考えられる。

【考え方案】

- ~③コンサルテーションの内容~
- ・IAEA最終報告書を踏まえると、以下の留意事項が考えられる。
 - ✓ 安全評価を含めて、最初から閉鎖後のセーフティケースを作成することで、除去土壌及び廃棄物の最終処分の長期的な安全性について、地域社会やその他のステークホルダーに安心感を与えることが大切。
- ✓ また、最終処分施設の基本設計や長期的な安全性のために重要な詳細な対策(例:用地の地質要件、覆土・基盤の厚さや構造等の地質工学的要件、施設の構造等の技術的要件、モニタリングシステム)等について説明することも重要。
- ・IAEAのガイドラインを踏まえると、以下の留意事項が考えられる。
 - ✓ 社会情勢等の変化により、事業計画(最終処分場の構造や必要面積等)に変更等が生じる可能性があるため、柔軟な対応ができるよう、立地の早期の段階で、最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢について地域とのコンサルテーションをしておくことが重要。
 - ✓ 実施前又は進行段階において、地域コミュニティを代表する主要なステークホルダーと地域共生のあり方について議論を 進めることも重要。

つづく



3. 最終処分事業における地域とのコンサルテーションのあり方

● 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。例えば、①コンサルテーションの目標、②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)、③コンサルテーションの内容、④コンサルテーションの方式、⑤コンサルテーションの議論の透明性等が考えられる。

【考え方案】

- ~④コンサルテーションの方式~
- ・地域とのコンサルテーションの方式・手法としては、IAEAのガイドライン等を踏まえると例えば以下が考えられるが、その目的や 対象等に応じて、適切に実施することが望ましい。
 - ✓ 掲示板や回覧板、自治体の広報誌等の地域向けの広報媒体の活用
 - ✓ 広報資料やホームページ、地方紙等のマスメディアによる広範な情報提供手法の活用
 - ✓ 説明会や協議会、対話の場、現地見学を含むワークショップ等の双方向のコンサルテーション手法の活用
- ・対象地域の検討の進行段階にあっては、若い世代への取組や一般向けの情報イベント等を通じた最終処分に係る課題に 関する明確で分かりやすい情報提供を行う。その情報提供の一つとしては、例えば、進捗状況等についてタイムリーに発信し ていくことも含まれうる。
- ・進行段階に応じて対応出来る体制(専門家やファシリテーターの活用含む)を整えるとともに、事業実施箇所の候補となり 得る地域コミュニティとの信頼関係を確立するための取組(展示やコミュニティセンターの設置等も含む)を進めていくことも考 えられる。
- ~⑤コンサルテーションの議論の透明性~
- ・地域のステークホルダーとの約束事は遵守することが重要であり、また地域コミュニティのニーズや社会情勢等により変化しうるタイムライン等の状況に対して、地域の幅広いステークホルダーとのコンサルテーションを図りつつ、柔軟に対応していくことが望ましい。

つづく



3. 最終処分事業における地域とのコンサルテーションのあり方

● 地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。例えば、①コンサルテーションの目標、②コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)、③コンサルテーションの内容、④コンサルテーションの方式、⑤コンサルテーションの議論の透明性等が考えられる。

【考え方案】

ii. 事業実施·維持管理段階

- ○IAEAガイドラインやIAEA最終報告書等を踏まえ、事業実施・維持管理段階における地域とのコンサルテーションのあり 方について、以下の観点の留意事項が考えられる。
- ~①コンサルテーションの目標~
- ・相互理解や信頼の醸成に向けて、事業実施段階以降においても、コンサルテーション等を通じて引き続き地域コミュニ ティからのニーズや懸念等を適切に把握するとともに、継続的に地域との関わりを持っていく。
- ~③コンサルテーションの内容~
- ・立地決定に至った過程について、将来世代にも適切に伝わるように、継続した地域とのコンサルテーションが重要。
- ・事業実施を通じた雇用の機会の強化や地元の労働者の技術開発支援等は、地域共生の観点からも重要。
- ※②④⑤については、「i.事業実施箇所検討段階」と同様の留意事項になる。

論点と考え方案4 地域共生のあり方



4. 最終処分の実施に係る地域共生のあり方

● 最終処分の事業の性質を踏まえ、地域の方々と共創するためのコンサルテーションを図りつつ、最終処分事業と地域との共生関係を築いていくために、事業実施によりどのような地域便益の創出があり得るか。また、検討に当たり、世代間・地域間の公正性等、どのような点に留意すべきか。

【背景】

- ○IAEA最終報告書には以下の記載がある。
 - ・除去土壌及び廃棄物の再生利用と最終処分の提案に関連する潜在的な便益を伝えるには、金銭面での検討だけでなく、復興や長期的な持続可能性への支援など、その他の要素も含めるべきである。
 - ・再生利用事業のリスクだけでなく、便益についてももっと強調することが有益であろう。これには、雇用や地域インフラへの投資といった直接的な便益に加えて、持続可能な未来のために道徳的・環境的に「正しいことをする」という、より広範な社会的便益も含まれる。
 - ○また、先行事例として、NUMOによると、処分場の建設に伴い、将来的には固定資産税収のほか、地域経済には建設・創業に伴う直接効果(地元発注・消費支出)、生産誘発効果、雇用誘発効果が期待される、とされている。

- ○IAEA最終報告書や先行事例を踏まえると、地域の便益として、雇用や地域インフラへの投資などの直接的な便益のほか、復興や長期的な持続可能性への支援などのより広範な社会的便益も含まれる。
- ○最終処分に係る地域共生のための取組を検討することは重要であり、その検討に当たっては、こうした社会的な便益も 考慮した受入地域との一体的な地域共生のあり方について丁寧に議論することに留意することが考えられる。
- ○また、日本全体の最重要課題の一つである県外最終処分に向けて事業を受け入れる地域とそれ以外の地域間、また将来世代に課題を先送りにしないよう、(分配的)公正性を確保する点に留意することが考えられる(受入地域以外も含めて、全国で負担を分かち合うという観点を踏まえた、地域共生のあり方を考える必要があると考えられる)。
- ○上記も踏まえつつ、**具体的な地域共生のあり方については、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要 面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえ、2025年度以降に議論**する。

- 共通する背景等
- 最終処分について
- 復興再生利用について

除去土壌の再生利用基準(案)のポイントについて

資料 1 – 2より 抜粋



内は基準で定める内容	容
------------	---

- 基準(案)の主な内容は、以下のとおり。
 - 1. 再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度
 - ※ 追加被ばく線量1mSv/年を満たすように設定
 - 2. 飛散、流出の防止
 - 3. 空間線量率の測定(施工時・維持管理時)
 - 4. 生活環境の保全(騒音・振動等)
 - 5. 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示
 - 6. 再生資材化した除去土壌の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存
 - 7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議
 - ※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、再生資材化した除去土壌の利用・管理の責任は除染実施者(なお、福島県内除去土壌については国(環境省)、福島県外土壌については市町村等)。
 - ※本ページに示す内容は、関係機関とは未調整であり、今後の協議等の結果によって変更があり得る。

<再生利用のイメージ>

再生資材化した 除去土壌 飛散・流出防止のための覆い

7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議

環境省

第16回戦略検討会 資料6より抜粋

除染実施者は、再生資材化した除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者との間で協議の上、再生利用に係る施工及び管理に関する基本的な事項その他の事項※を定めること。

- •事業実施者
- 再生利用に係る施設等の管理者
- ※「再生利用に当たり、事業実施者が求める必要な処理」、 「平時及び災害における工事又は維持管理に係る役割分担及び連絡体制」

【補足】

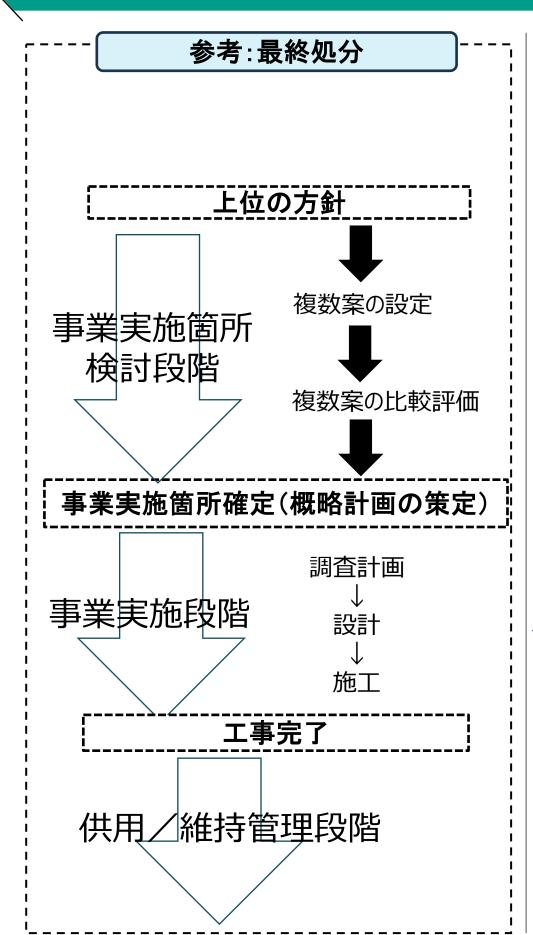
- 再生利用に当っては、放射線に係る安全性を確保するために、具体的な役割分担が重要であることから、 「除染実施者(環境省、市町村等)」は、「公共事業等の事業実施者」、「公共施設等の管理者」と の間で、適切な管理に向けて施工及び維持管理に関する基本的な事項について協議を行うことが必要。 なお、「土地所有者」との間でも必要に応じて協議を行う。
- 協議が必要な基本的な事項については、以下を例とするが、関係機関等との協議等を踏まえ決定する。

協議事項の例

- ✓ 再生利用に当っては、用途先で求められる要求品質に適合するよう、事業者と協議等の上、必要に応じて品質調整を行う。
- ✓ 平時及び災害時における施工・維持管理に係る役割分担及び連絡体制
- ✓ 事業地を所有する者等の変更時における連絡体制、手続き
- ✓ 事業地の形質変更が生じる際の事前の連絡体制、手続き

【参考】復興再生利用の事業フローイメージ





復興再生利用

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 復興再生利用の定義 など

(「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(H20.4国土交通省)より) 上位の方針

参考:公共工事の例

復興再生利用先 となる事業を上位 の方針の段階か ら地域と協働して 進めていくケース

事業実施箇所 検討段階

概略計画の策定

調査計画 事業実施段階 設計 施工 **工事完了**

供用/

維持管理段階

利用の対象となる 事業が先に定まっ ているケース は異

論点と考え方案① 地域とのコンサルテーションのあり方(1)



- 事業実施に当たってのステークホルダーについて
 - ▶ ステークホルダーとのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのようにステークホルダーの範囲を考えるか。



【背景】

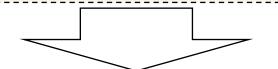
- ○復興再生利用の事業実施に当たってのステークホルダーに関し、例えばIAEAの最終報告書において以下の記載がある。
 - ・覆土の厚さは、構造物の管理者などのステークホルダーと相談の上、決定すべきである。
 - ・省令及び/又は技術ガイドラインには、技術的な要件が含まれるべきであり、また、安全を保証するために必要な管理体制、管理上の要件(保存・掲示すべき記録など)、地元の自治体や地域社会とのコミュニケーションの重要性 (事業の各段階におけるコミュニケーションに関する必要な情報の提供等)が記載されるべきである。

- ○復興再生利用の事業実施に当たってのステークホルダーとしては、まずは協議の相手方である、**復興再生利用先の 公共事業等の事業実施者**、**工事によって完成した公共施設等の管理者**が考えられる。なお、復興再生利用先の
 土地所有者との間でも必要に応じて協議を行うこととしており、その場合には土地所有者がステークホルダーに含まれる
 ことが考えられる。
- ○そのうえで、その他のステークホルダーについては、**地域の実情等を踏まえ、除染実施者が復興再生利用先の自治** 体や事業実施者と相談しながら、必要に応じて、その他の者をステークホルダーに加えて、ステークホルダーとのコンサルテーションを進めていくことが望ましい。

論点と考え方案② 地域とのコンサルテーションのあり方(2)



- 復興再生利用事業における地域へのコンサルテーションのあり方
 - ステークホルダーとのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。



【背景】

- ○復興再生利用の事業実施に当たってのコンサルテーションのあり方に関し、例えばIAEAの最終報告書において以下の記載がある。
 - ・再生利用や最終処分の選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要である。環境省には、地域社会との対話を繰り返し、維持し、強化していくことが期待される。このような早い段階からの関与は効果的な情報発信の方法であり、環境省には、再生利用や福島県外での最終処分の選択肢に関する次の段階でも、このような早い [段階からの] 機会を模索することが奨励される。
 - ・再生利用に関する国民やステークホルダーとの相談の重要性について、再生利用及び最終処分に係る地域の社会的 受容性の確保方策に関するワーキンググループの助言も考慮に入れて、技術ガイドラインに明記されるべきである。
 - ・省令及び/又は技術ガイドラインには、技術的な要件が含まれるべきであり、また、安全を保証するために必要な管理体制、管理上の要件(保存・掲示すべき記録など)、地元の自治体や地域社会とのコミュニケーションの重要性(事業の各段階におけるコミュニケーションに関する必要な情報の提供等)が記載されるべきである。
 - ・技術ガイドラインに、事業全体を通しての国民との相談とステークホルダーの関与の重要性が盛り込まれれば有益である。
 - ・覆土の厚さは、構造物の管理者などのステークホルダーと相談の上、決定すべきである。
 - ・環境省の最適化に関する取組、つまり、線量基準である年間 1 mSvを下回る線量の低減を目指すこと(例:覆土の使用)は、IAEA安全基準に合致している。専門家チームは、最適化(※)の取組を通じて目指すべき線量水準は、地域住民や自治体などのステークホルダーと相談して決定されると認識している。
- ※最適化:どの程度の防護と安全性を確保すれば、経済的・社会的要因を考慮して、個人線量の大きさ、被ばくを受ける個人(作業者や公衆)の数、被ばくの可能性が合理的に達成可能な限り低くなる(ALARA)かを決定するプロセス(IAEA原子力安全・セキュリティ用語集 2022年版より)

<u>論点と考え方案① 地域とのコンサルテーションのあり方(2)つづき</u>



- 復興再生利用事業における地域へのコンサルテーションのあり方
 - ステークホルダーとのコンサルテーションのあり方を検討するに当たり、どのような観点に留意すべきか。

- ○IAEAの最終報告書を踏まえ、復興再生利用の事業実施に当たっては、**早い段階からの、ステークホルダーとのコンサ** ルテーションが重要。
- ○

 復興再生利用の事業のケースとしては、復興再生利用先となる事業を上位の方針の段階から地域と協働して進めて

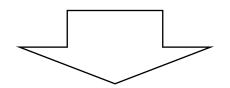
 いくケースと、利用の対象となる事業が先に定まっているケースが存在する。
- ○前者のケースについては、最終処分の事業の段階と近似することが考えられるため、コンサルテーションに当たっては最終 処分の考え方に留意することが考えられる。
- 〇以下では後者のケースについて整理を行う。
- ~コンサルテーションの内容~
- ○復興再生利用事業におけるコンサルテーションの**具体的な内容については、事業の段階に応じて、ステークホルダーと** 相談しながら考えることが望ましい(なお、その中でも、除染実施者が公共事業等の事業実施者や公共施設等の管理者との間で行う協議については必要となる)。
- ○例えば、IAEAの最終報告書等を踏まえると、**最適化の取組を通じて目指すべき線量水準、それも踏まえた覆土等の 厚さ**について相談することが考えられる。また、**リスクコミュニケーションの観点から、地域の参画のもと、モニタリングのた めの空間線量率の測定を行う**ことも考えられる。
- ~コンサルテーションの主体・対象(ステークホルダー)~ ※再掲
- ○復興再生利用の事業実施に当たってのステークホルダーとしては、まずは協議の相手方である、復興再生利用先の公共事業等の事業実施者、工事によって完成した公共施設等の管理者が考えられる。なお、復興再生利用先の土地所有者との間でも必要に応じて協議を行うこととしており、その場合には土地所有者がステークホルダーに含まれることも考えられる。
- ○そのうえで、その他のステークホルダーについては、地域の実情等を踏まえ、除染実施者が復興再生利用先の自治体や 事業実施者と相談しながら、必要に応じて、その他の者をステークホルダーに加えて、ステークホルダーとのコンサルテーショ ンを進めていくことが望ましい。

論点と考え方案③ 地域共生のあり方



● 復興再生利用の実施に係る地域共生のあり方

▶ 復興再生利用の事業特性を踏まえ、地域共生のあり方としてどのような点に留意すべきか。



【背景】

- ○IAEA最終報告書には以下の記載がある。
 - ・除去土壌及び廃棄物の再生利用と最終処分の提案に関連する潜在的な便益を伝えるには、金銭面での検討だけでなく、復興や長期的な持続可能性への支援など、その他の要素も含めるべきである。
 - ・再生利用事業のリスクだけでなく、便益についてももっと強調することが有益であろう。これには、雇用や地域インフラへの投資といった直接的な便益に加えて、持続可能な未来のために道徳的・環境的に「正しいことをする」という、より広範な社会的便益も含まれる。

- ○IAEA最終報告書や先行事例を踏まえると、地域の便益として、地域のインフラ整備などの<u>直接的な便益</u>のほか、復 興や長期的な持続可能性といった**より広範な社会的便益**も含まれる。
- ○復興再生利用の実施に係る地域共生に当たっては、地域の便益を考慮することに留意する。